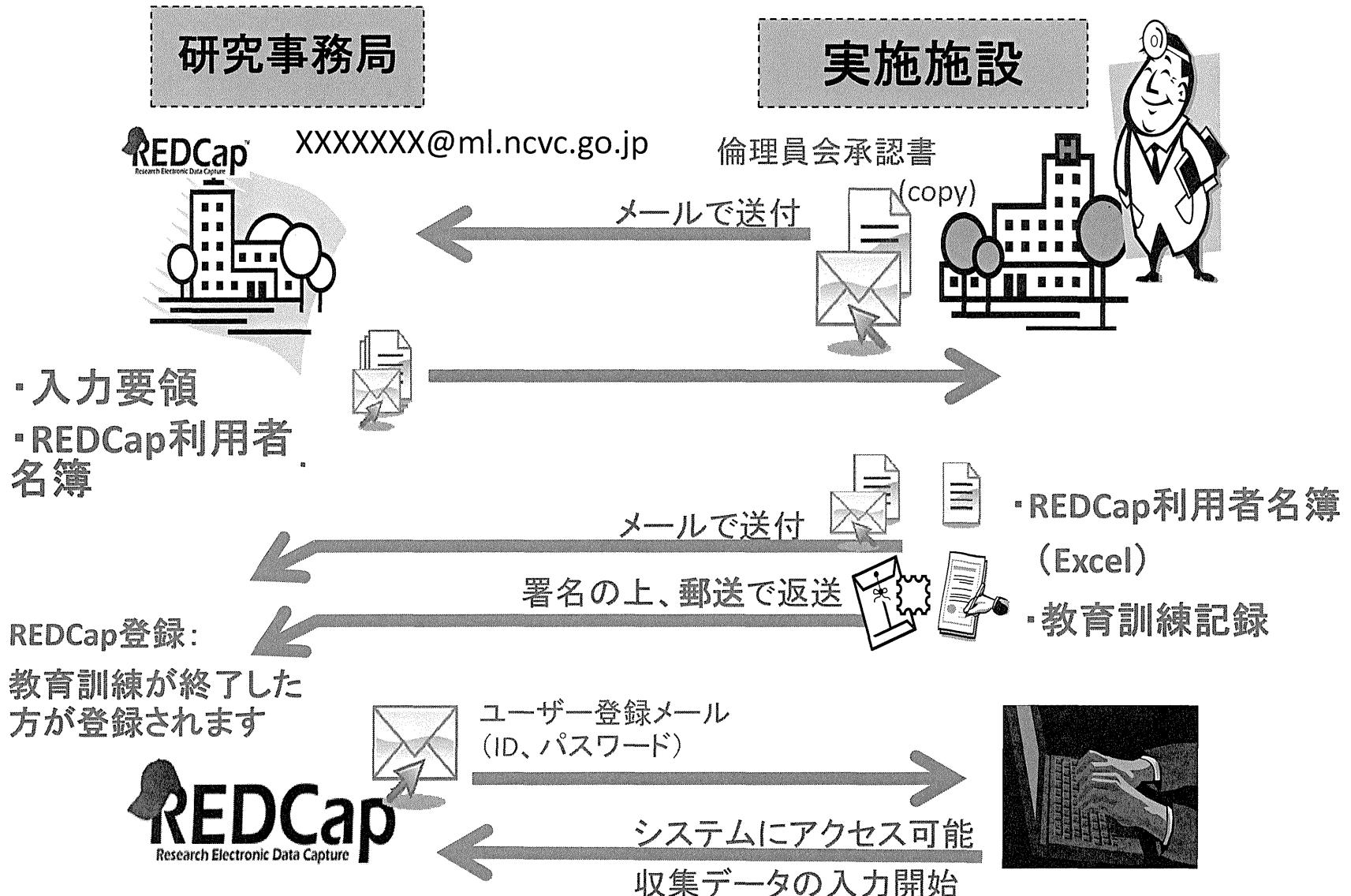


# REDCapシステム使用までの流れ



# 業務委受託契約書



厚生労働科学研究難治性疾患克服研究 原発性高脂血症に関する調査研究（11-64）事業（以下「甲」という）、国立循環器病研究センター（以下「乙」という）と DOT インターナショナル株式会社（以下「丙」という）とは、甲乙の「家族性高コレステロール血症・家族性Ⅲ型高脂血症・高カイロミクロン血症の予後実態調査」と題する研究（以下「本研究」という）に係る臨床研究支援業務（以下「本業務」という）の委受託に関する契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（委受託）

甲は、乙と共に本研究を実施し、第2条に定める本業務の一部を外注先として丙に委託し、丙はこれを受託する。

## 第2条（本業務の内容）

甲乙が丙に委託する本業務の内容は、次の通りとする。

- 1) 臨床研究名：家族性高コレステロール血症・家族性Ⅲ型高脂血症・高カイロミクロン血症の予後実態調査
- 2) 業務内容：臨床研究支援業務
  - ① 参加医療機関の管理
  - ② 共有ホームページの構築・維持・管理
  - ③ 参加施設へのリマインド e-mail
  - ④ EDC システムのアカウント管理・ヘルプデスク対応
  - ⑤ データマネジメント
    - ベースライン登録後、1年に1回イベントの有無を報告
  - ⑥ 登録に関わる応諾依頼、調査状況（Web 入力状況）のモニタリング
  - ⑦ 登録データの集計ならびに報告業務
  - ⑧ 調査全体の運営（貴学会との協議、参加施設への情報提供など）
  - ⑨ 前号に付帯又は関連する業務
2. 本契約における本業務の内容等を変更する必要が生じた場合には、甲乙及び丙は、協議の上、これを変更することができる。
3. 本業務の詳細な内容、仕様、業務手順及びその他本業務の遂行に必要な事項等については、甲乙及び丙の三者で協議の上定めるものとする。

## 第3条（委託料・支払）

対象業務委託料は 7,370,000 円（消費税別）とする。なお、丙は、委託料のうち甲に対して 6,817,500 円（消費税別）、乙に対して 552,500 円（消費税別）を、以下の通り案分して、請求締日の翌月 5 営業日までに書面にて請求するものとする。



	ご請求先	甲	乙	甲	甲	甲	甲	甲				
業務内容	請求締日	2015年1月末日	2015年1月末日	2016年1月末日	2017年1月末日	2018年1月末日	2019年1月末日	2020年1月末日				
	支払日	2015年2月末日	2015年2月末日	2016年2月末日	2017年2月末日	2018年2月末日	2019年2月末日	2020年2月末日				
	合計	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度
参加施設の調査・管理	¥350,000	¥350,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0			
共有ホームページ	¥750,000	¥450,000	¥0	¥60,000	¥60,000	¥60,000	¥60,000	¥60,000	¥60,000			
参加施設への リマインドe-mail	¥125,000	¥0	¥0	¥25,000	¥25,000	¥25,000	¥25,000	¥25,000	¥25,000			
EDCシステムの維持・管理	¥1,400,000	¥390,000	¥260,000	¥150,000	¥150,000	¥150,000	¥150,000	¥150,000	¥150,000			
EDCへの データ流し込み作業	¥125,000	¥0	¥125,000	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0			
データマネジメント	¥1,200,000	¥0	¥0	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥240,000	¥240,000			
データ集計	¥1,250,000	¥0	¥0	¥250,000	¥250,000	¥250,000	¥250,000	¥250,000	¥250,000			
事務局の運営管理	¥900,000	¥170,000	¥130,000	¥120,000	¥120,000	¥120,000	¥120,000	¥120,000	¥120,000			
打ち合わせ時 交通費・印刷代等	¥600,000	¥100,000	¥0	¥100,000	¥100,000	¥100,000	¥100,000	¥100,000	¥100,000			
運営管理費	¥670,000	¥160,000	¥37,500	¥94,500	¥94,500	¥94,500	¥94,500	¥94,500	¥94,500			
受託費用 小計(税抜)	¥7,370,000	¥1,620,000	¥552,500	¥1,039,500	¥1,039,500	¥1,039,500	¥1,039,500	¥1,039,500	¥1,039,500			
消費税(8%)	¥589,600	¥129,600	¥44,200	¥83,160	¥83,160	¥83,160	¥83,160	¥83,160	¥83,160			
受託費用 合計(税込)	¥7,959,600	¥1,749,600	¥596,700	¥1,122,660	¥1,122,660	¥1,122,660	¥1,122,660	¥1,122,660	¥1,122,660			

2. 甲乙は、前項の支払日（支払日が銀行休業日の場合は翌営業日）までに丙の指定する銀行口座に現金で振込むものとする。
3. 甲乙が、本業務の内容を変更し、委託料を変更する必要が生じた場合、又は、前項の委託料の支払方法を変更する必要が生じた場合には、甲乙及び丙は別途協議の上、委託料又は支払方法を変更することができる。

#### 第4条（実施期間）

本業務の実施期間は、2014年12月から2020年3月（貴学会への終了報告書の提出日）までとする。ただし、本研究の実施期間の変更又は本業務の内容の変更等により、実施期間を変更する必要が生じた場合には、甲乙及び丙は協議の上、実施期間を変更することができる。

#### 第5条（資料の提供）

甲乙は、丙が本業務を実施するために必要な情報、データ及びその他の資料等（以下「業務資料」という）を適宜又は別途甲乙及び丙の三者で協議の上決定した日までに丙に開示、提供する。

#### 第6条（資料の管理）

丙は、業務資料を善良なる管理者の注意をもって保管・管理し、滅失、毀損、盜難、漏洩のないように、複製・複写物を含めた保管の記録を残す等の必要な措置を講ずる。

2. 丙は、甲乙から開示された業務資料を本業務に携わる者の必要以上に複写し、本業務にかかわらない丙の役員又は従業員に伝達し又は第三者に開示、移転、譲渡若しくは貸与してはならない。

#### 第7条（流用禁止）

丙は、甲乙から開示された業務資料の一部又は全部を本業務以外の目的に一切使用してはならない。

#### 第8条（役員又は従業員の責任）

丙は、業務資料を取り扱う役員又は従業員の範囲を必要最小限にするとともに、当該役員又は従業員に対し、丙が本契約において課せられている業務資料の取り扱いに関する義務と同等の義務を負わせるものとし、当該役員又は従業員の義務違反について、その一切の責任を負うものとする。

#### 第9条（資料の返還）

丙は、甲乙より提供された業務資料の全ての原本及びその複製・複写物を本業務終了後、甲乙の特段の指示のない限り、甲乙に返還しないものとする。

#### 第10条（法令の遵守）

甲乙及び丙は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守する。なお、これらの法令が改正された場合はその最新のものを遵守する。

## 第11条（業務の確認・指示）

- 甲乙は、本業務の実施期間中いつでも、丙の実施する本業務の進捗確認及び査察を行うことができるものとし、当該進捗確認及び査察に基づき丙に対し必要な指示を行うことができる。但し、査察日程については、事前に丙と協議するものとする。
2. 丙は、前項の指示に基づき適切な措置を講じるものとし、甲乙は、当該措置が講じられたことを確認することができる。

## 第12条（報告）

丙は、本業務期間中、予め合意した間隔をもって定期的に、また、甲乙の要請があるときは随時、本業務の進捗状況について書面で甲乙に報告するものとする。

## 第13条（成果の納入）

- 丙は、本業務の成果（以下「業務成果」という）を甲乙の指定する場所に甲乙の指定する納期までに納入するものとする。なお、納期までに成果を納入できないことが判明した場合には、直ちにその旨を書面により甲乙に通知し、甲乙の指示に従うものとする。
2. 業務成果に生じる滅失、毀損等の危険負担は、納入の時をもって丙から甲乙に移転する。

## 第14条（検査）

- 甲乙は、業務成果が甲乙及び丙の三者で協議し決定された基準に適合しているか否かの検査を行い、別途定める検査期限までに、その結果を丙に通知するものとし、その検査合格をもって検収とする。なお、検査期限までに甲乙から検査結果の通知がないときは、検査期限経過の時をもって当該業務成果は検査に合格したものとみなす。
2. 前項において検査不合格のとき、丙は、甲乙及び丙の三者で協議し別途定める期間内に業務成果を自らの責任で変更又は修正し、再検査を受けるものとする。なお、再検査の手続きについては、前項の規定による。
3. 丙が前項に基づく変更又は修正を行ったにもかかわらず、基準に適合する業務成果の納入が困難であると甲乙が判断した場合には、甲乙は、本契約をただちに解約することができるものとし、甲乙はこれにより被った損害の賠償を丙に請求することができる。

## 第15条（権利の帰属）

- 業務資料、本業務に関連して作成した資料及び業務成果についての所有権及び著作権（著作権法第27条（翻訳権・翻案権等）、同第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）を含む）等の全ての権利は甲乙に帰属し、甲乙は、これを自由に使用することができる。
2. 丙は、本業務に関連して作成した資料及び業務成果についての著作権等の権利については、前項に基づき、これを全て甲乙に譲渡するものとする。なお、丙は、本業務に関連して作成した資料及び業務成果について、甲乙が自由に改変すること並びに甲乙又は甲乙の指定する者の名義で公表することに異議を述べないものとする。また、当該改変並びに公表について、丙の本業務を遂行した役員又は従業員に異議を述べさせないものとする。
3. 丙は、本業務に関連して作成した資料及び業務成果について、第三者の知的財産権等その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、甲乙による使用に関連し、第三者から権利侵害等

のクレームが申し立てられた場合には、丙の責任でこれを処理解決するものとし、甲乙を免責する。

4. 前項の定めに拘わらず、丙が本業務の成果物を作成するために独自に開発したコンピュータの専門技術、統計的方法論、統計手法及び解析方法等、並びに丙が本業務の成果物の作成に使用した入力システム、帳票作成プログラム及び解析プログラムに関する権利及びデータベースに係る著作権その他の権利（以下「丙の知的財産権」という）は、全て丙に帰属する。ただし、丙の知的財産権を使用した本契約上の成果物の利用において、甲乙は何等の制約を受けない。

#### 第16条（新規知見）

本契約の遂行により特許、実用新案、その他の工業所有権を受ける権利又はノウハウ等（以下「新規知見」という）が生じた場合には、丙は、速やかに甲乙に通知するものとする。新規知見は、甲乙に帰属するものとし、丙は、新規知見について工業所有権の登録出願等を行ってはならない。

#### 第17条（秘密保持）

丙は、第5条に基づき甲乙から開示される業務資料のうち開示の際に秘密である旨を明示されたもの、本業務の実施により知り得た情報、業務成果並びに本契約に関連して知り得た甲乙の技術上又は営業上その他一切の秘密を、厳に秘密に保持するものとし、甲乙の事前の書面による同意なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。

2. 甲乙は、本業務の委託に関して知り得た丙の企業秘密を秘密に保持するものとし、丙の事前の書面による同意なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。
3. 前二項の規定は、次の各号に該当する情報についてはこの限りでない。
  - 1) 開示された際、自ら所有していたことを証明できるもの
  - 2) 開示された際、既に公知のもの
  - 3) 開示された後、自己の責めによらず公知となったもの
  - 4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずして適法に入手したもの

#### 第18条（再委託及び譲渡の制限）

丙は、甲乙の事前の書面による同意なくして、第三者に対し、本業務の全部若しくは一部を再委託し、又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。

2. 丙が甲乙の事前の書面による同意を得て、本業務を第三者に再委託した場合、丙は、当該第三者に対し、丙が本契約において課せられているのと同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反について、甲乙に対し一切の責任を負うものとする。

#### 第19条（調査等の協力）

本研究に関連して甲乙が査察を実施する場合には、丙はこれを異議なく受け入れるものとする。

#### 第20条（個人情報の保護）

丙は、本業務に関連して知り得た個人情報の取り扱いについて、次の各号を遵守するものとする。なお、個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項の定義による。

- 1)個人情報を本業務の遂行にのみ用いるものとし、その他の目的には一切使用してはならない。
  - 2)個人情報を厳重に保管・管理し、いかなる第三者にも開示、漏洩又は提供してはならない。
  - 3)個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、改竄及び漏洩等を防ぐためのセキュリティを確保するため、万全の措置を講じる。
2. 甲乙と第三者との間に個人情報に関する紛争等が生じた場合、丙は、当該紛争の解決のため甲乙に協力するものとする。また、当該紛争が丙の責に帰すべき事由により生じた場合には、丙は、自らの責任で当該紛争を処理・解決するものとし、甲乙に一切迷惑をかけないものとする。

#### 第21条（契約解約）

甲乙又は丙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何等催告を要せず、直ちに本契約を解約することができる。なお、本条の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

- 1) 相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
- 2) 本契約に基づく債務の履行に関し、重大な過失又は背信行為があったとき
- 3) 支払不能になったとき、重要な資産に差し押さえ若しくは競売の申し立てを受けたとき、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは清算開始の申し立てを自ら行ったとき、若しくは受けたとき
- 4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 5) 規制当局から営業停止・取消等の処分を受けたとき
- 6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- 7) 相手方の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 8) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

#### 第22条（契約解約後の措置）

甲乙及び丙は、本契約の解約の場合、業務成果の完成品及び未完成品の取扱いについて、三者で協議の上決定する。

#### 第23条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日より丙による本業務の実施が全て終了し、かつ甲乙から丙への委託料の支払いが完了するまでとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第7条、第8条、第17条、第18条第2項及び第19条の規定は、本契約終了後10年間なお有効に存続する。また、第15条の規定は、当該条項に規定する権利が存続する期間中、有効に存続する。さらに第16条及び第20条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続する。

#### 第24条（損害賠償）

甲乙又は丙が本契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、違反当事者は、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、請求の原因を問わず、現実に発生した通常かつ直接の損害に関してのみ、当該請求原因に係る委託料相当額を上限として責任を負うものとする。

## 第25条（不可抗力）

天災地変等いずれの当事者の責めにも帰することのできない事由により、本契約の義務を履行できなくなったときは、その事由の存在する期間、当該当事者は、かかる義務の履行又は不履行について免責される。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

甲乙及び丙（いざれも役員や実質的な経営関与者を含む）は、現在及び将来にわたり、次の各号のいざれにも違反しないことを、表明し保証する。

- 1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと
  - 2) 反社会的勢力が形式的・実質的に経営に関与していないこと
  - 3) 反社会的勢力へ資金提供や便宜供与したり、自己若しくは第三者の不正の利益を図るため、又は第三者を加害するために反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力と社会的に非難される關係を有していないこと
  - 4) 暴力的要請等により他人の信用を毀損したり、業務を妨害していないこと
2. 甲乙又は丙は、その下請先・委託先等が前項各号に該当することが判明した場合は、相手方の催告後、相当期間内に、当該下請先・委託先等との契約の解除その他必要な措置を講じなければならない。
  3. 甲乙又は丙は、相手方が前各項に違反したときは、催告なく、直ちに本契約及び甲乙及び丙の三者間のすべての契約を解除できるとともに、被った損害の賠償を請求できる。

## 第27条（裁判管轄）

本契約の履行に関して生じた紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第28条（協議）

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、甲乙及び丙は誠意をもって協議し決定する。

本契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙及び丙は各々記名捺印の上各その1通を保有する。

H27年 / 月 / 日



甲 栃木県下野市薬師寺 3311番1号  
厚生労働科学研究難治性疾患克服研究  
原発性高脂血症に関する調査研究（11-64）事業  
主任研究者 石橋 俊一

乙 大阪府吹田市藤白台五丁目 7番1号  
独立行政法人国立循環器病研究センター  
厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等政策研究事業  
研究分担者  
予防検診部長、予防医学・疫学情報部長 宮本 恵宏

丙 東京都港区東新橋二丁目 14番1号  
DOT インターナショナル株式会社  
代表取締役社長 折戸 哲也

